

諮問番号 令和6年度諮問第2号
審査庁 茅ヶ崎市長 佐藤 光
事件名 軽自動車税賦課決定処分取消請求事件

答 申 書

審査請求人からの頭書事件に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

第1 結論

本件審査請求を棄却するのが相当であるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、標識番号（車両番号）「○」の軽自動車（以下「本件車両1」という。）及び標識番号（車両番号）「○」の軽自動車（以下「本件車両2」という。）の所有者である審査請求人が、茅ヶ崎市長（以下「処分庁」という。）が地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第443条及び茅ヶ崎市市税条例（昭和25年茅ヶ崎市条例第47号。以下「条例」という。）第58条の規定に基づき行った、本件車両1及び本件車両2に対する○年度分の軽自動車税の種別割の賦課決定処分（以下「本件処分」という。）を不服として、本件審査請求をした事案である。

第3 審理関係人の主張

- 1 審査請求人の主張の要旨
別添審理員意見書の第3. 1記載のとおり
- 2 処分庁の主張の要旨
別添審理員意見書の第3. 2記載のとおり

第4 審理員の判断の理由

別添審理員意見書の第4記載のとおり

第5 審査庁の諮問時の判断

- 1 主文
別添審理員意見書の第1と同じ。
- 2 理由
別添審理員意見書の第4と同じ。

第6 審査会の調査審議等の経過

（略）

第7 当審査会の判断

1 関係法令等の定め（本件処分に係る根拠法令等）

(1) 法第443条第1項は、軽自動車税は、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって、当該軽自動車等の主たる定置場所在の市町村が課すると規定し、条例第58条第1項は、軽自動車税は、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課すると規定する。

(2) 法第463条の15第1項は、種別割の標準税率を規定し、条例第60条は、法の定めに基づいて種別割の税率を規定する。

また、法附則第30条第1項及び条例附則第20条第1項は、三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定をいう。以下「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割の税率の特例（重課税率）を規定する。具体的には、四輪以上の貨物用・自家用の軽自動車に対する標準税率が年額5,000円のところを重課税率は年額6,000円と、四輪以上の乗用・自家用の軽自動車に対する標準税率が年額10,800円のところを重課税率は年額12,900円と規定する。この特例の規定は、平成26年の法改正において、軽自動車等についてグリーン化（環境への負荷の低減に資するための施策）を進める観点から、平成28年度分から、当該車両に係る軽自動車税について概ね20%税率が上乘せされる「経年車重課」が導入されたものである。

なお、地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号。以下「改正法」という。）附則第14条第2項及び茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例（平成26年茅ヶ崎市条例第39号。以下「改正条例」という。）附則第6項は、平成15年10月14日より前に初回車両番号指定を受けた三輪以上の軽自動車については、初回車両番号指定を受けた月について当該指定を受けた年の12月とすると規定する。

(3) 法第463条の16及び条例第61条第1項は、種別割の賦課期日を4月1日とすると規定し、法第463条の17及び条例第61条第2項は、種別割の納期を5月1日から5月31日までとすると規定する。

(4) 法第463条の18及び条例第61条の2は、種別割は、普通徴収の方法によって徴収すると規定し、種別割を普通徴収の方法によって徴収しようとする場合において納税者に交付すべき納税通知書は、遅くともその納期限前10日までに納税者に交付しなければならないと規定する。

(5) 法第463条の19第1項及び条例第62条第1項は、種別割の納税義務者は、種別割の賦課徴収に関し必要な事項を記載した申告書を市長に提出しなければならないと規定する。

2 前提事実（審理関係人に争いのない事実及び証拠上容易に認められる事実）

(1) 審査請求人は、○年度分の軽自動車税の種別割の賦課期日である○年4月1日において、本件車両1及び本件車両2を所有し、その主たる定置場を茅ヶ崎市としていた。

(2) 処分庁は、法第443条第1項及び第463条の16並びに条例第58条第1項及び第61条第1項に基づき、審査請求人を本件車両1及び本件車両2の納税義務者として本件処分を行うこととした。

(3) 処分庁は、その適用する税率につき、本件車両1は、四輪の貨物用・自家用の軽自動車で、初回車両番号指定を受けた○年○月（本件車両1は平成15年10月14日より前に初回車両番号指定を受けているため、改正法第14条第2項及び改正

条例附則第6項により、初回車両番号指定を受けた月を○月としたもの) から起算して○年○月時点で○年以上を経過しているため、法第463条の15第1項及び附則第30条第1項並びに条例第60条及び附則第20条第1項に基づき、税率(重課税率)6,000円を納付すべき税額とし、本件車両2は、四輪の乗用・自家用の軽自動車で、初回車両番号指定を受けた月である○年○月から起算して○年○月時点で○年以上を経過しているため、法第463条の15第1項及び附則第30条第1項並びに条例第60条及び附則第20条第1項に基づき、税率(重課税率)12,900円を納付すべき税額として、審査請求人に対し、本件処分を行い、○年○月○日付けで○年度軽自動車税納税通知書を送付した。

3 検討

(1) 審査請求人は、本件処分に係る不服として、これら無価値なものに課税することは、違法・不当である旨主張するところ、本件処分は、上記前提事実に照らせばその前提となる事実の認定、それに基づく法及び条例の適用及びその賦課手続のいずれにおいても違法又は不当な点は認められず、法及び条例に従った適法かつ妥当なものである。

(2) 以上から、本件処分に係る不服をいう審査請求人の上記主張には理由がない。

4 その他

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

5 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

6 結論

以上のことから、当審査会は「第1 結論」のとおり判断する。

茅ヶ崎市行政不服審査会

金井 恵里可(会長)

鈴木 洋平

高木 大門

(参考) 審理手続の経過

(略)

事 件 名 軽自動車税賦課決定処分取消請求事件
審査請求人 ○
審査請求日 令和6年7月31日

令和7年1月31日

審査庁 茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

審理員 岡田 常志

審理員意見書

頭書事件の裁決に関する審理員の意見は次のとおりです。

第1 意見

本件請求を棄却するのが相当である。

第2 事案の概要（明らかに認められる事実）

- 1 ○年○月○日、審査請求人は、標識番号（車両番号）「○」の軽自動車（以下「本件車両1」という。）を所有している。本件車両1は、製造から少なくとも○年以上経過しており、その定置場は、茅ヶ崎市内である。
- 2 ○年○月○日、審査請求人は、標識番号（車両番号）「○」の軽自動車（以下「本件車両2」という。）を所有している。本件車両2は、製造から少なくとも○年以上経過しており、その定置場は、茅ヶ崎市内である。
- 3 ○年○月○日、処分庁は、審査請求人に対し、本件車両1については年間6,000円、本件車両2については、年間12,900円を課税する本件処分を行った。
- 4 令和6年7月31日、審査請求人は、本件処分は不服であるとして、本件請求を行った。

第3 審理関係の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張の要旨
(略)
- 2 処分庁の主張の要旨
(略)

第4 理由

- 1 違憲無効に関する主張に取扱いについて
審査請求人は、本件処分の結論（賦課額）が違憲無効であることを理由に、本件処分の賦課額決定に関する法令・法制度が違憲無効で取り消されるべきだと主張す

る。

この点、違憲審査の権限は、憲法第81条により、司法権を担う裁判官のみに付与されたものであると解される。そして、行政不服審査法に基づく審査請求の手続は、立法された法規範の下、執務をする行政の範囲内で行われるものであるから、処分に当たっての法の解釈、適用が不当、違法かどうかを判断できるに限り、根拠法令や法制度の違憲無効の判断はできない。

したがって、憲法違反に係る審査請求人の主張については、その適否を判断することはできない。

2 本件処分の判断について

本件処分において、本件車両1、2の課税者を審査請求人と判断し、本件車両1の課税額を年間6,000円、本件車両2の課税額を年間12,900円とした点について、その条文の適用・解釈の判断において、違法、不当の点はない。

なお、本意見書作成時点で、茅ヶ崎市が10年以上保有している軽自動車は収納課が把握している限りでも63台あり、最長で28年間保有している軽自動車もあることから、保有して10年以上たった軽自動車を財産的に無価値として廃棄、買い替え等しているような実態は認められない。

3 違法・不当な点がないにもかかわらず請求を認容する理由はないことについて

付言して、審査請求人は、海外との請求認容率の違いから今回の請求を認容すべきとの主張を行っているが、以上のとおり違法・不当を裏付ける事情が何ら認められない中、認容率の調整の観点から請求を認容するというような判断が本手続で許されるはずがない。

第5 結論

以上のとおり、本件請求は理由がないから、冒頭意見のとおり棄却するのが相当である。